

事業者排出量削減計画書 (新規)・変更

196

(あて先) 京都府知事		平成 18		
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)		氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)		
京都府久世郡久御山町佐山新開地128		京都機械工具株式会社 代表取締役社長 宇城邦英 電話 0774 - 46 -		
京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。				
特定事業者の主たる業種	金属製品製造業			
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))			
計画期間	平成 18 年 4 月 ~ 平成 20 年 3 月			
基本方針	私たちは地球環境を向上させるため、循環型社会への貢献にこだわり、継続的な環境改善を推進します。(当社環境方針)			
推進体制	環境マネジメントシステム推進体制にて、目標の進捗管理を行う。(環境担当役員を最高責任者とし、推進責任者として環境管理責任者を選任。環境責任者会議を環境問題に対する対策の協議および決議、進捗管理機関として設置しています)			
年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	設備	コンプレッサー機器更新において、省エネ型機器を導入 (機械加工用の生産設備を中心とした省エネ化を設備投資計画にて推進)	
	18	設備	熱処理炉の新規導入において、ガス燃料炉を導入	
	18~19	空調	1.空調温度管理の徹底 2.クール・ウォームビズ運動の推進	
	18~19	照明	1.不要照明の消灯管理 2.省エネ型機器への切替	
	18~19	車両	1.アイドリングストップ、エコランの徹底 2.省燃費型車両への切替	
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (17)年度 (二酸化炭素換算(t))	目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))	削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	5,348 t	5,267 t	~ 1.5 %
	B 輸送車両排出区分	t	t	%
	C その他排出区分	t	t	%
	排出合計	*1 t	*2 t	%
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画) (二酸化炭素換算(t))		
	森林の保全及び整備	(整備面積) ha	(吸収量) t	
	府内産の木材の利用	(利用量) m ³	(削減量) t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量) kwh	(削減量) t	
		(熱供給量) GJ	(削減量) t	
	グリーン電力の購入	(購入量) kwh	(削減量) t	
	削減量等合計		*3 t	
差引排出量 (排出合計-削減等合計)	*1	基準年度(実績) 5,348 t	目標年度(計画) 5,267 t	削減率(計画) -1.5 %
特記事項	1. 温室効果ガスの排出量の削減は、生産高とエネルギー消費率を総合的に監視しながら行います。 2. これまでの環境活動への取り組み ①平成11年にISO14001認証取得以降、環境問題を経営の最重要課題の一つとして、環境負荷軽減に取り組んでいます。②平成12年に自家発電装置を導入(以降、従来比6.0%のCO2削減を指標としています) ③平成14年に完成した記念棟(KTCものづくり技術館:ミュージアムとオフィスからなる複合施設)においては屋上緑化や省エネ型空調、照明等の導入により、従来比約15%の環境負荷軽減を実現しています。また、このKTCものづくり技術館での省エネ活動が認められ、平成15年度「エコ京都21 エコスタイル部門」に認定されています。④平成14年度には埋立廃棄物 ゼロエミッションを達成しています。 3. 平成13年より、これまで培ってきたKTCの技術、ノウハウを集約し環境改善技術に取組んでいます。従来のエマルジョン技術を進化させ、資源の有効利用や排気ガス中の有害物質の大幅な削減を目的に、エマルジョン燃料製造装置や各種燃焼装置を開発しています。			
連絡先	担当部署			
	担当者氏名			
	住所			
	電話番号			
	ファクシミリ番号			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に「は、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスは旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内に、をいいます。
 4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー
 果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果